

制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札及び指名競争入札において、公正な競争を確保する観点から、営業所の不適格業者を排除することを目的とする。

(要件)

第2条 市内に本店又は支店等を有する事業者は、丸亀市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている営業所において、契約の見積もり、入札、契約締結及び履行など契約の締結に係る実態的な行為のすべてを完結できなければならないものとする。

2 前項に規定するもののほか、営業所として認定するにあたって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 営業所には営業事務を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。
- (2) 営業所には営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、常時契約を締結する権限を有する責任者（以下「営業所の代表者」という。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）で定められている営業所の専任技術者が常駐（週7日間のうち3日以上かつ20時間以上当該営業所に勤務していることをいう。）していること。
- (3) 営業所の代表者又は営業所の専任技術者と常時連絡が取れる体制になっていること。
- (4) 当該営業所に、営業所の代表者及び営業所の専任技術者の出勤簿、タイムカードその他出勤状況が確認できるものを備え付けていること。

(実態調査)

第3条 市は、前条の要件を確認するため、営業所の所在、営業活動の実態等について、必要に応じ随時調査を行うものとする。

(調査方法及び項目)

第4条 調査は次に掲げる事項について、原則として予告をせずに行い、必要がある場合は関係書類の提示を求めるとともに、現況について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

- (1) 看板掲示の有無
- (2) 電話・電気設備・机等什器備品の有無
- (3) 建設業法第7条第2号に定める営業所専任技術者の出勤確認
- (4) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

(調査報告)

第5条 市は、改善を要すると認めた場合は、改善の指示を行うものとする。

(指名停止等)

第6条 前条の規定による改善の指示に従わない場合、又は正当な理由なく調査を拒んだ場合は、丸亀市建設工事指名停止等措置規定（平成17年訓令第50号）に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定により改善を要すると認めた場合は、指示された事項について改善が完了するまでの間は、入札に参加することができないものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。